

●香川県公告第百五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定による変更の届出があったので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年三月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社マイカル総合開発
大阪市中央区久太郎町三丁目一番三〇号
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
東高松ショッピングセンター
高松市福岡町三丁目三七九の二ほか
- 3 変更しようとする事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者	変更前後別	開店時刻	閉店時刻
株式会社マイカル	前	午前十時	午後九時
	後	午前九時	午後十一時
株式会社ジュエルベリテ オオクボ、株式会社タナ カヤ、株式会社名物かまど、 株式会社東京デリカ、株式会 社キタムラ、株式会社鈴丹、 エステール株式会社、株式会 社新星堂、株式会社やまとエ ステート、株式会社サカエ ヤ、株式会社スタジオアリス、 株式会社フジヤ、有限会 社服飾工房、サキヤクリエイト 株式会社、株式会社ニシヤ マー、株式会社ジーンズカ ジュアル・ダン、株式会社す ずや、株式会社キッドラボ、 株式会社京都たけうち、有限 会社めのや、株式会社タウン タウンシューズ、藤久株式会 社、有限会社白水、岡崎太、 株式会社夢や、原田啓司、株 式会社エルメ、共同文具株式 会社、株式会社ピュア及び株 式会社冒険王	前	午前十時	午後九時
	後	午前九時	午後九時

- 4 変更年月日
平成十五年三月一日

二 届出年月日
平成十五年二月二十四日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

- 1 縦覧場所
香川県商工労働部商工政策課

高松市役所産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十五年三月七日（金曜日）から同年七月七日（月曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十五年七月七日（月曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部商工政策課及び高松市役所産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 二 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- 三 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- 四 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇-八五七〇

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部商工政策課商業・組織グループ